

令和2年9月2日
岩保育園 園長

「一時預かり事業」の対応について

標記につきまして、当園の保育運営に格別のご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。
先般、国の「第2波非常事態宣言」が解除されたため、「一時預かり事業」の利用できる理由については、下記のとおり対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 「一時預かり事業」を利用できる理由（通常の対応）

- ・ お仕事の都合
- ・ 通院や治療
- ・ 看護
- ・ 学習
- ・ 免許取得、資格取得
- ・ 冠婚葬祭
- ・ 引越し、出産等
- ・ 育児に伴う心理的・肉体的な負担を解消するための諸活動

2. 通常の対応に戻し実施する日

令和2年9月2日（水）以降、通常の対応で実施します。